

国土交通省まちづくり月間協賛

平成27年度

第11回

「住まいのまちなみ」を表彰・支援します。

住まいの まちなみ コンクール

趣 旨

身近な住環境は地域の方々によって維持管理され、安全、清掃、緑化、まちなみなどが保たれています。このようなコミュニティ活動が活発化していることは喜ばしいことです。一方では敷地の細分化による密集化の進行、緑の減少など環境の悪化も見受けられます。今後、ますます住民や住民組織による維持管理活動の進展が望まれています。このような状況を踏まえ、維持管理活動に実績を挙げている住民組織をまちづくりのモデルとして表彰し、支援するものです。

スケジュール

応募期間／平成27年5月1日(金)～8月31日(月)必着
入選発表／平成28年1月

表 彰

■国土交通大臣賞…1点/賞状

■住まいのまちなみ賞…4点/賞状

※受賞5団体に対しては、維持管理活動の推進のための調査検討経費を支援します。50万円(1団体・1年あたり)を3年間支援します

審査委員会 (五十音順/敬称略)

- 審査委員長
藤本昌也 (建築家/ (公社)日本建築士会連合会名誉会長)
- 審査委員
上山良子 (ランドスケープアーキテクト/
長岡造形大学名誉教授・前学長) 清水喜代志 (国土交通省大臣官房技術審議官)
大月敏雄 (東京大学教授) 杉藤 崇 (国土交通省大臣官房審議官)
北尾靖雅 (京都女子大学教授) 森まゆみ (作家・編集者)

<http://www.machinami.or.jp/>

●主催／まちづくり月間全国の行事実行委員会、一般財団法人住宅生産振興財団、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会

●後援／国土交通省、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人都市再生機構、一般社団法人住宅生産団体連合会、公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、一般財団法人ハウジングアンドコミュニティ財団

●協賛／旭化成ホームズ、サンヨーホームズ、スウェーデンハウス、住友林業、積水化学工業、積水ハウス、大和ハウス工業、トヨタホーム、パナホーム、ミサワホーム、三井ホーム
(株式会社を省略、五十音順)

国土交通省
まちづくり月間協賛
平成27年度

第11回

住まいの まちなみコンクール



第10回 国土交通大臣賞
姉小路界隈を考える会
(京都府京都市中京区)



第10回 住まいのまちなみ優秀賞
フォレストステージ高幡鹿島台管理組合
(東京都日野市)



第10回 住まいのまちなみ賞
尾崎のまちを考える会
(兵庫県赤穂市)



第10回 住まいのまちなみ賞
学園木花台グリーンガーデン土地所有者会
(宮崎県宮崎市)



第10回 住まいのまちなみ賞
特定非営利活動法人新屋参画屋
(秋田県秋田市)

応募対象

30戸以上※1の戸建て住宅を中心に構成され、良好な景観が形成されている一体的な住宅地※2において、概ね10年以上※3にわたって住民主体で適切な住まいのまちなみの維持管理活動を行っている団体。

※1 やむを得ない事情がある場合は概ね20戸以上でも可とします。

※2 伝統的建造物群保存地区を除きます。

※3 他団体としての活動を継承している場合、通算の年数とします。また、以下に例示するような新しい社会的課題に対応した先進的なまちなみづくりが行われている場合、活動期間は問いません。(新しい社会的課題[例示])低炭素、健康福祉、防災・防犯、少子高齢対応、農ある暮らし…など

応募資格

- ①地域の維持管理活動を行っている団体であること。たとえば町内会、自治会、管理組合、建築協定に基づく運営委員会、地域NPOなどです。
- ②法人格の有無は問いませんが、活動の根拠となる規約などが文書化されていること。

提出図書

応募にあたっては、以下の図書を作成の上、A4ファイルに綴じ、データ(WORD、EXCEL等)を添付して提出してください。提出された応募図書は返却致しません。また著作権は応募者に帰属しますが、雑誌書籍等での発表掲載の権利は主催者が保有できるものとします。

- ①様式1…応募書
 - ②様式2…活動調書
 - ③案内図・区域図
A3用紙1枚にレイアウトしてください。
 - ④現況写真
A3用紙3枚以内にレイアウトしてください。
(地図に撮影位置を記入)
- ※応募図書の様式はホームページからダウンロードしてください。

●応募図書送付先・連絡先

(一財)住宅生産振興財団内 住まいのまちなみコンクール事務局 担当:松岡・石川
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル5階
TEL.03-5733-6733 FAX.03-5733-6736

※応募者の個人情報は、運営に必要な範囲外の目的には使用いたしません

受賞団体の住まいのまちなみづくりに関する情報やノウハウをやりとりするため、「すまいのまちなみネットワーク」を設立しました。

●Webサイト <http://www.sumai-machinami.net/>

選考のポイント

- ①美しくアメニティの高い住まいのまちなみ景観が形成されていること。
- ②多人数によるまちなみの維持管理活動が行われていること。
- ③建築協定などまちなみのルールが合意されていることが望ましい。
- ④維持管理活動ができるだけ長期間に亘って継続的に行われていること。
- ⑤住民組織の景観維持活動が初期の景観を育て、より成熟させる方向での成果となっていること。
- ⑥街の再生に向かって努力していること。
- ⑦まちの課題に対する取組みが、他地域で同様の課題に取り組んでいる団体のモデルになりえていること。

※選考段階で問合せをすることや現地調査を行うことがあります。

維持管理活動の支援

- ①受賞者は調査検討経費について、主催者から助成を受けることができます。
- ②維持管理活動に関する報告をしていただきます。
(報告していただいた内容は公開します。)
- ③調査検討経費については、まちなみのルールづくりなど、維持管理の向上に関するソフトな費用に充当してください。
- ④受賞決定後、受賞者と調査内容を協議の上速やかに助成します。

発 表

平成28年1月発表。

その他

国土交通大臣賞の授賞式は、平成28年6月の「まちづくり月間」の行事として行われます。

<http://www.machinami.or.jp/>